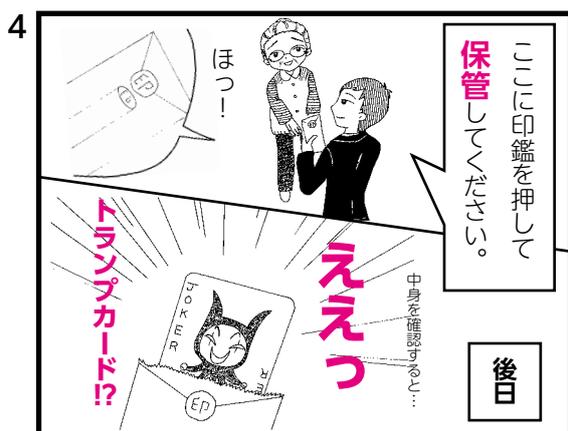


百貨店をかたる詐欺にご注意

(作成 愛知県警察)

問 刈谷警察 (☎22-0110)



⚠️「**キャッシュカード (の交換・保管) が必要**」は要注意!

知っ得!

ねんきん豆知識

学生納付特例制度はどんな制度?

問 国保年金課 (☎62-1011)
刈谷年金事務所 (☎21-2110)

国民年金保険料は、20歳の誕生日の前日が属する月分から納付義務が発生します。しかし、所得が少ない学生のために、納付が猶予されるのが学生納付特例制度です。

メリット

- 年金を受け取るために必要な期間 (受給資格期間) に算入されます。
- 病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

対象者

大学 (大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校 (学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する学生で、本人の前年所得が基準以下の人

【所得の目安】

「128万円 + (扶養親族等の数 × 38万円)」以下



窓口での申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 学生証 (コピーの場合は学生証の両面コピー) または在学証明書
※さかのぼって過去の期間を申請する場合、在学期間が証明できるもの
- 手続きする人の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証など)
- 雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など (会社などを退職して学生になった場合)

令和3年度に学生納付特例の承認を受け、令和4年度も在学予定の場合、日本年金機構から再申請のハガキが郵送されます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入の上、日本年金機構宛てに返送してください。

学生納付特例期間については、10年以内に保険料をさかのぼって納付 (追納) すると、将来受け取る年金額が増額されます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降は当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。